

## 【日系独資企業所属社員の査証申請について】

平成29年5月9日  
在瀋陽日本国総領事館  
在大連領事事務所

日系独資企業所属社員の査証申請について、9月1日から申請窓口を当事務所から代理機関に変更することと致しましたので、お知らせ致します。

現在、日系独資企業所属社員の査証申請については、受理時に中国商務部が発行する「批准証書」により日系独資であることを確認しておりますが、昨年頃から当該証書が発行されなくなり、中国当局の発行する公的文書により日系独資企業であることを確認できなくなりました。

暫定的な措置として、「批准証書」の提出のない申請についても申請者の自己申告により受理していましたが、公的文書のない申請は、客観性に乏しく公平性に欠けることから、8月31日をもって日系独資企業所属社員の当事務所での受理を廃止し、一般商用と同様に申請窓口を代理機関に変更することと致しました。

今回の変更に伴い、日系独資企業の皆様にはご迷惑をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ○代理機関（大連市国際友好服務中心）

住所：大連市中山区解放路万達大厦1608号

電話：0411-8264-2237（短期商用）

0411-8265-0589（親族・知人訪問）

0411-8264-4013（日本語対応）

FAX：0411-8264-2242